

(会計帳簿作成の適時性(会社法第432条)と電子申告に関する証明書)

発行日：平成23年 5月24日

有限会社 セプター総研 殿

株式会社TKC 代表取締役社長 高田 順三



貴事務所の関与先企業 株式会社 日本興産 殿の会計帳簿作成の適時性及び継続性並びに月次決算の実施日及び決算書と法人税申告書等の作成に関して次の事実を証明します。

1. 「資料1：過去3年間における月次決算及び年次決算の状況」について

- ① TKC会員は「TKC全国会行動基準書」に基づいて、会計記録の適法性等を確保するため毎月、関与先に出向き巡回監査することが求められていますが、貴事務所の実践状況は資料1のとおりです。
② 「監査対象月」は貴事務所が巡回監査を行った会計期間、「仕訳数」は当月の試算表に計上された仕訳の件数、「データ処理日」は月次決算が完了した日を示しています。
③ 「決算書に付した番号」(17行目)は、書面の「決算報告書」に付した番号で、これと同一の番号が印刷されている貸借対照表及び損益計算書は、会計帳簿の期末科目残高と完全に一致しています。

(審査)

Y N

Input box

Input box

Input box

2. 「資料2：前期(第10期)の法人税申告書の作成状況」について

- ① TKCシステムは会計帳簿(仕訳帳・元帳・月次の試算表)及び決算書の作成、これに続く法人税申告書・消費税申告書の作成、さらには国税と地方税の電子申告まで一気通貫となっています。
② 前期の決算書に計上された「税引き後当期純利益(損失)」(資料1の18行目A)と前期の法人税申告書別表4の「当期利益又は当期損失の額(1)」(資料2の2行目B)とは完全に一致しており、貴関与先殿の法人税申告書は当該決算書に基づいて作成されています。

Input box

Input box

3. 税理士法第33条の2に定める書面添付(「決算申告確認書」の提出)の実践について

TKC会員は「TKC全国会行動基準書」により、税務申告書の提出に当たっては、税理士法第33条の2に基づく書面を添付することが求められていますが、貴事務所の実績は資料3(3行目)のとおりです。

Input box

4. TKC財務会計システムの継続利用期間について

- ① 貴関与先の財務データは、平成13年5月分から継続して利用しており、利用期間は9年11か月となります。
② この利用期間において過去仕訳及び科目残高の遡及的な修正・追加・削除の処理はなされていません。

Input box

5. この証明書の真正性の確認方法について

次のTKC全国会HPサイトから確認できます。なお、そこでは事務所名と商号の表示を省略しています。http://www.tkc.jp/ (掲載期限：平成24年5月31日) 以上

Input box

資料1：過去3年間における月次決算(◎翌月：○翌々月：無印遅れ/期首月と期末月は調整)及び年次決算の状況

Table with columns for year/month, monitoring period, number of entries, data processing date, and audit status. Includes summary rows for fiscal year numbers and net profit/loss.

資料2：前期(第10期)の法人税申告書の作成状況

Table with columns for item and processing result. Shows preparation date and consistency of tax return with financial statements.

資料3：前期(第10期)のKFSの利用状況

Table showing KFS usage status for MAS, FX2, and document submission.

TKC全国会情報

Table with TKC national association information including member name, joining date, and website URL.